

【ウィズ・アフターコロナ対応新商品開発等支援事業費補助金】

よくあるお問い合わせQ&A

令和5年4月現在

販路開拓事業

申請について

Q1. 対象商品はどういうものですか？

食品表示基準（平成27年内閣府令第19号）第2条第1項第1号に規定する加工食品が対象です。生鮮食品（乾燥、カットするのみ等）は対象外となります。

参考URL [食品表示基準（平成27年内閣府令第19号）第2条第1項第1号 別紙1]
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_19.pdf

Q2. 本補助金の申請前に、商談会へ申込みをしました。申請できますか？

出展費等の支払がされていなければ、申請できます。
交付決定前の発注、納品、支払分の経費は、対象となりませんので、ご注意ください。

Q3. 物産展に出展したいのですが、申請できますか？

消費者への直接的な販売活動は対象外のため、申請できません。

Q4. 新商品等開発事業との併用はできますか？

対象とする経費が別であれば併用できます。
年度に関わらず、新商品等開発事業と販路開拓事業それぞれで通算2回まで申請ができます。

Q5. 要件にある専門家の指導とはどういうものですか？

よろず支援拠点、農商工連携アドバイザー、中小企業119または中小企業等経営強化法第31条第2項に定める認定経営革新等支援機関（大牟田商工会議所など）から推薦を受けた専門的な知識や経験を有するものとしています。

補助金の申請をする前に、事前に上記機関への相談をお願いします。

Q6. 専門家への相談は交付決定以降ですか？

申請書に専門家による指導予定にチェックを入れる欄があるため、事前に認定支援機関にご相談をお願いします。

専門家への謝金は交付決定後のみ補助対象経費となりますが、よろず支援や中小企業119等の無料相談等を事前に活用し、ブランディングや課題解決の道筋について相談をしておくことも望ましいと考えています。

交付決定後の事業期間内に専門家による指導を受けることを要件としていますが、選ばれる商品づくりや商談会後の成約増等を目的としているため、取組内容やデザインの修正や見直しができる段階で指導を受けることが必要です。

交付決定後の変更について

Q1. 申請内容の変更がありました。連絡は必要でしょうか？

補助事業の内容等を変更するには事前の承認が必要です。

補助事業を実施する中で、補助事業の内容又は補助対象経費の20%以上の変更、もしくは中止する場合には、所定の「変更承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。

変更がある場合は、ご連絡ください。

事業完了報告について

Q1. インターネットでの購入で領収書が出ません。どうしたらよいでしょうか？

Web上での領収書がない場合は、注文した時の明細など、金額、品名、購入日、支払内容等が確認できるものを紙出力して提出をお願いします。